

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

県 立 学 校

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県立学校文書管理・公印規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一県立児玉白楊高等学校の項及び県立飯能南高等学校の項を削り、同表県立戸田かけはし高等特別支援学校の項の次に次のように加える。

県立岩槻はるかぜ特別支援学校

岩 は 特

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。